

令和5年3月20日  
事務連絡

各都道府県 住宅担当課 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課

### 都道府県賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画の一体的な作成について（周知）

平素より国土交通行政にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第5条に規定する都道府県賃貸住宅供給促進計画を含め、都道府県が法令等に基づき策定する住宅関係の計画については、「住生活基本計画（都道府県計画）の変更について」（令和3年6月30日付け国住政第20号・国不土第38号）において、各法令等に定める所定の手続を踏むことで、一の計画として策定して差し支えないこととしております。

令和3年地方分権改革に関する提案募集を踏まえ、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、都道府県賃貸住宅供給促進計画を住生活基本計画と一体のものとして策定する際の手続等について、令和4年中に計画策定に関する実態調査を行い、都道府県の事務負担の軽減に資するような方策について、都道府県に令和4年度中に通知することとされました。

これを踏まえ、都道府県賃貸住宅供給促進計画及び住生活基本計画の一体的な策定に関する実態調査を行った結果について、添付のとおり周知させていただきます。都道府県賃貸住宅供給促進計画を住生活基本計画と一体的に策定する際に工夫した点について、各都道府県の回答を整理しておりますので、今後の計画策定の参考としていただきますようお願い致します。

以上

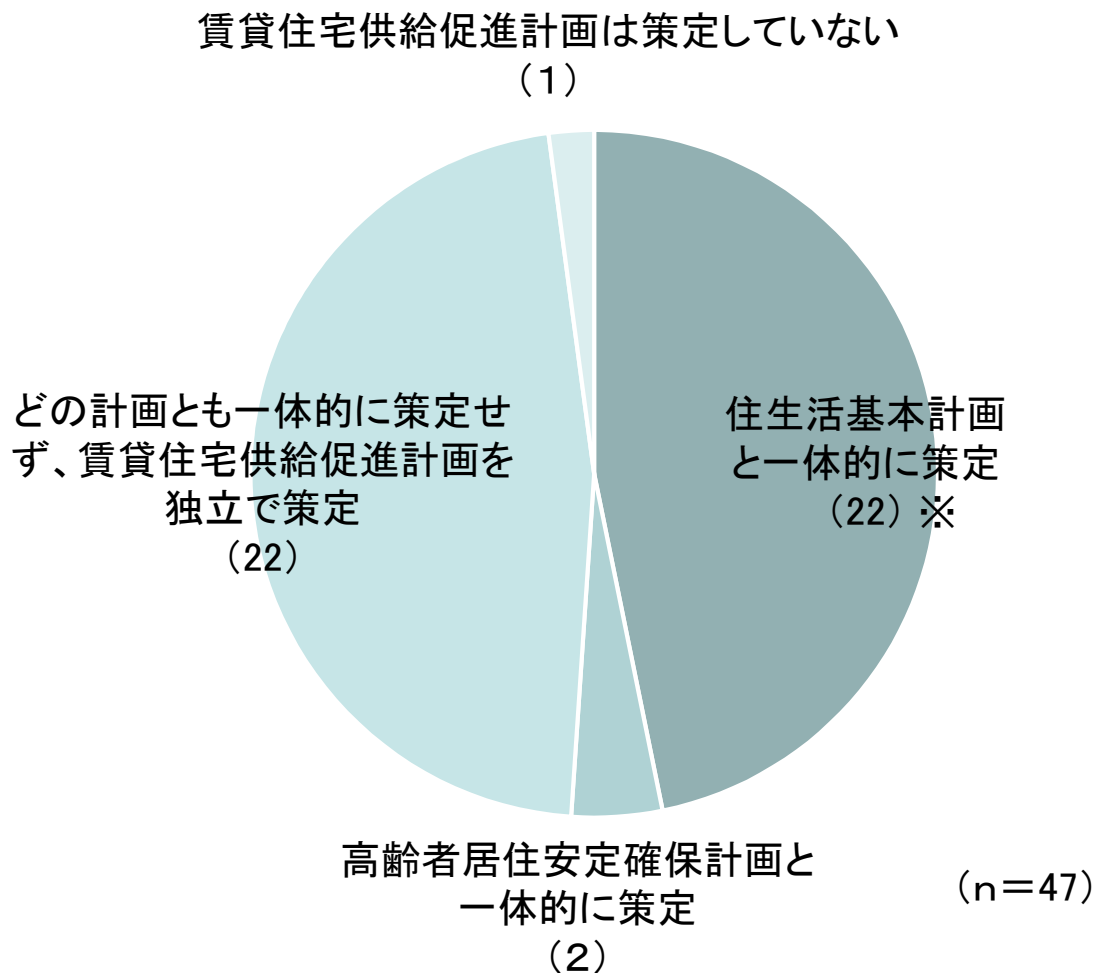
# 賃貸住宅供給促進計画と 住生活基本計画の一体的な策定に関する調査結果

国土交通省住宅局  
住宅総合整備課

調査期間：令和4年10月5日～19日  
調査対象：47都道府県

# ①賃貸住宅供給促進計画の一体的策定の状況

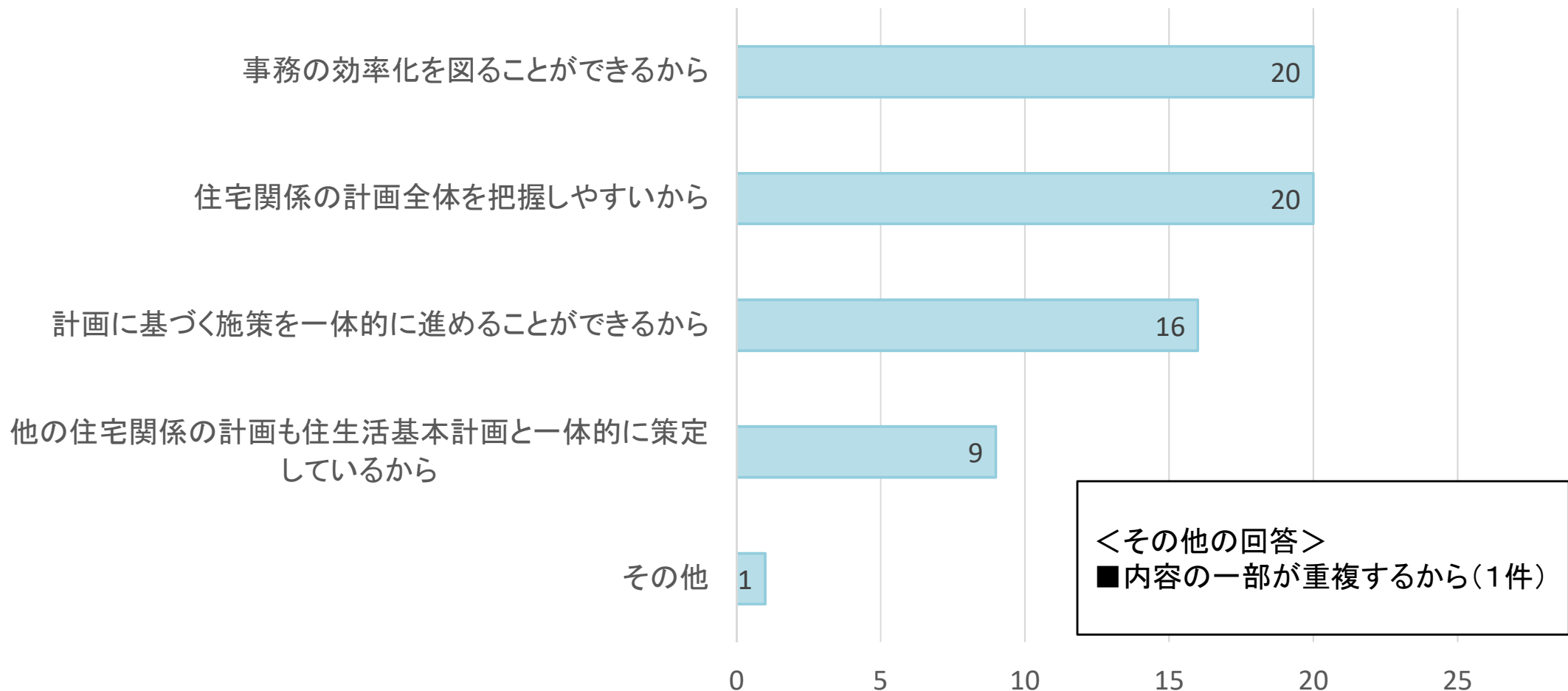
- ・賃貸住宅供給促進計画について、住生活基本計画等と一体的に策定した地方公共団体が半数を超えている。



※住生活基本計画以外の、他の住宅関係の計画(マンション管理適正化推進計画、高齢者居住安定確保計画)とも一体的に策定した地方公共団体も存在。

## ②住生活基本計画と一体的に策定した理由(複数回答)

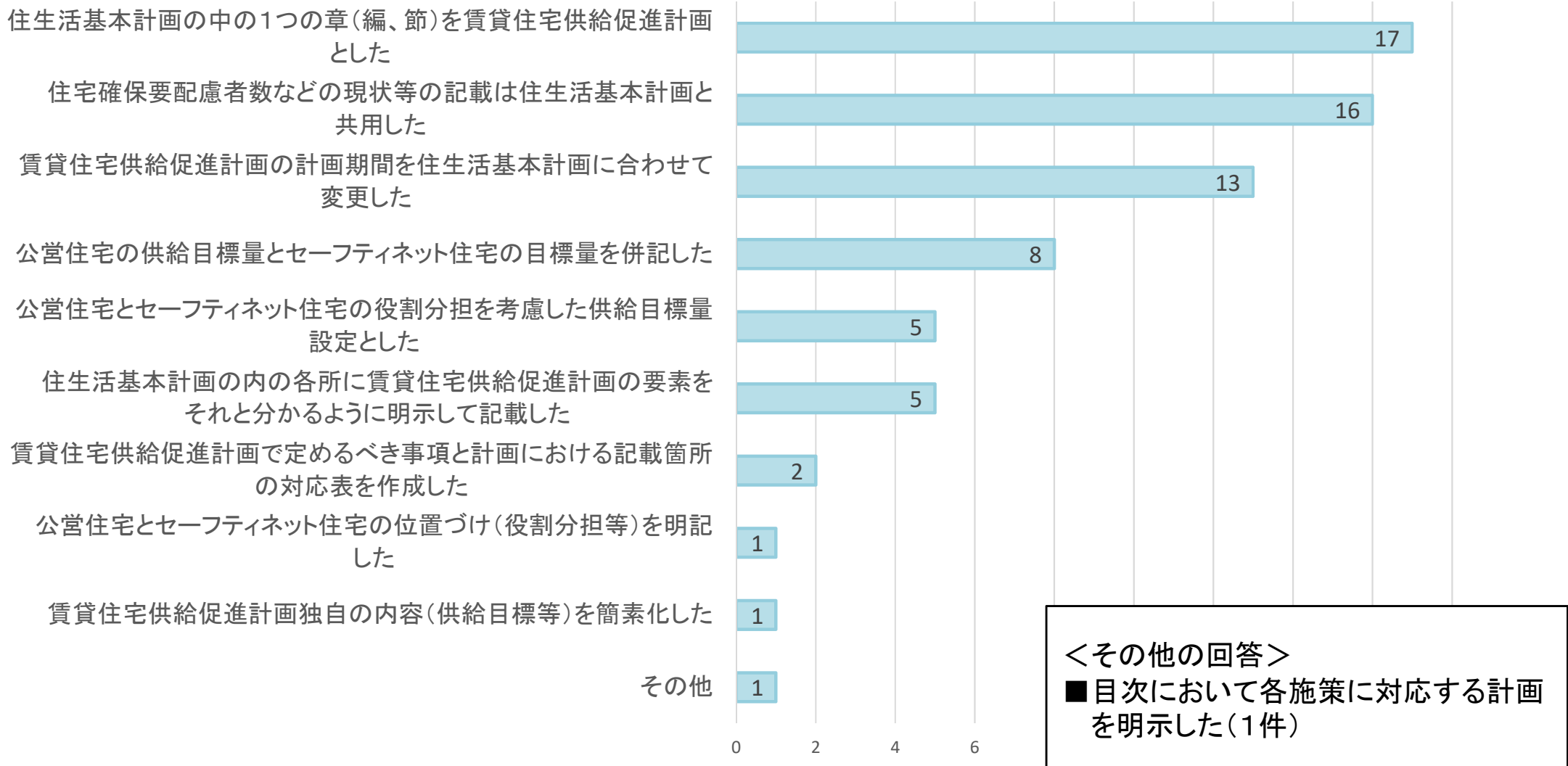
- ・一体的に策定した理由として、「事務の効率化を図ることができる」、「住宅関係の計画全体を把握しやすい」との回答が多数。



※ ①で「住生活基本計画と一体的に策定」と回答した22の地方公共団体が回答

### ③ 一体的な策定において構成面で工夫した点(複数回答)

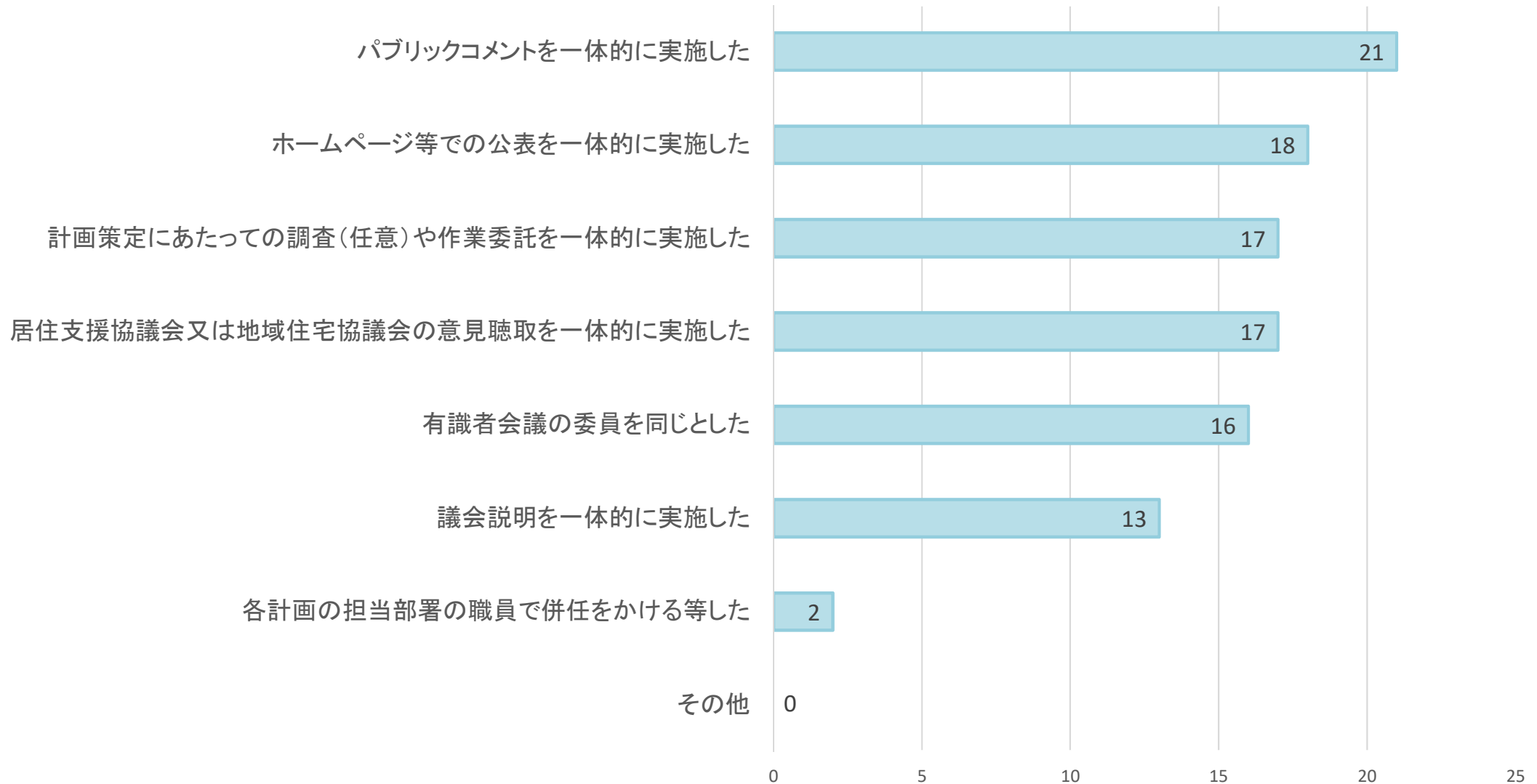
・構成面の工夫として、「住生活基本計画の中の1つの章に賃貸住宅供給促進計画を位置付け」、「住宅確保要配慮者の数などの現状等の記載を共用」とのが多数。



※ ①で「住生活基本計画と一体的に策定」と回答した22の地方公共団体が回答

## ④ 一体的な策定において手続面で工夫した点(複数回答)

・事務負担の軽減のため、パブリックコメントや計画策定のための調査、意見聴取を一体的に実施したといった回答が多数。



※ ①で「住生活基本計画と一体的に策定」と回答した22の地方公共団体が回答